

抗議声明  
大飯原発に関する12・4大阪地裁判決に対する  
国の控訴に抗議する

12月4日に出された大飯原発に関する大阪地裁の判決に対し、被告・国は本日大阪高裁に控訴した。この控訴に対して強く抗議する。

原子力規制委員会は16日に公表した「基準地震動の策定に係る審査について」の中で、「審査では、入倉・三宅式を用いて地震モーメントを計算する際、式の基となった観測データのばらつきを反映して計算結果に数値を上乗せする方法は用いていない」として、自ら定めた審査ガイドを守っていないことを吐露している。さらに、「このような方法は、強震動予測レシピで示された方法ではなく、かつこのような方法の科学的根拠を承知していないからである」と述べて自らを正当化しようとしている。しかし、「ばらつき」の考慮は、レシピに書かれていなくても自らが審査ガイドで定めた方法であり、「基準地震動の妥当性を厳格に確認するために活用することを目的とする」というガイドの目的に反している。また、その方法の科学的根拠は統計学の常識として広く知られているものであるのに、それを「承知していない」とは、自らの無知をさらしているものに他ならない。

このような理不尽な控訴に対し、原告らはこれを法廷で迎え撃ち、その根拠のなさを徹底的に暴いて闘うものである。

2020年12月17日      おおい原発止めよう裁判の会（原告・支援者）

連絡先：（美浜の会気付）大阪市北区西天満 4-3-3 星光ビル3階 TEL：06-6367-6580